○農林水産省告示第二千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字岩本字島根山一二一一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷字大駅山五一五、五一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大駅山五一五・五一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字穴字工事谷一二三〇二、一二四三六の一、一二四三六の三、一二四三七、一二四三八の一、一二四三八の二、一二四三九の一、一二四三九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字工事谷一二三〇二・一二四三六の一・一二四三六の三・一二四三七・一二四三八の一・一二四三九の一・一二四三九の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村小島二三五の五から二三五の七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小島二三五の五から二三五の七まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町大植字ヲトシロヲ一八五二、一八五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヲトシロヲ一八五五の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字鵜里一九八九の一、一九八九の二、一九九〇の一、一九九一、一九九二、一九九四、一九七四の二、前山字上星越一三九二、一三九四、一三九五、一三九六の一、一三九六の二、多和槙川二の一、二一の一、高松市香川町安原下第3号字下倉上二二六九の一、二二七〇の一、東谷字落合三二一七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年十月二十二日農林水産省告示第千七百三十七号（一及び二に係るものに限る。）、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百六十三号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに福山市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）